

## 滋賀県消費者基本計画の改定について

- 1 計画の改定の趣旨
- 現行の滋賀県消費者基本計画（第3次）は、令和2年度を終期とする計画であることから、これまでの取組を総括するとともに、消費生活の安定および向上をめざし、より時代にふさわしい消費者施策を展開していくため、消費者を取り巻く環境の変化に対応した計画に改定するものです。

- 2 計画の性格
- 滋賀県消費生活条例第7条の2の規定に基づき、消費者の視点に立った消費者施策を計画的・総合的に推進するための計画
  - 消費者教育推進法第10条に規定される「滋賀県消費者教育推進計画」
  - 消費者庁の「消費者基本計画」や県の他の関連計画と整合性を図った計画

### 【滋賀県消費生活条例第7条の2第4項】

「知事は、消費者基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ滋賀県消費生活審議会  
の意見を聴くものとする。」

※ 第4項の規定は、同条第6項において、「消費者基本計画の変更について準用する。」としている。

### 3 計画の期間

第4次計画 令和3年度(2021年)から令和7年度(2025年)までの5年間

### 4 計画改定スケジュール（予定）

現在の予定であり、変更する場合があります。

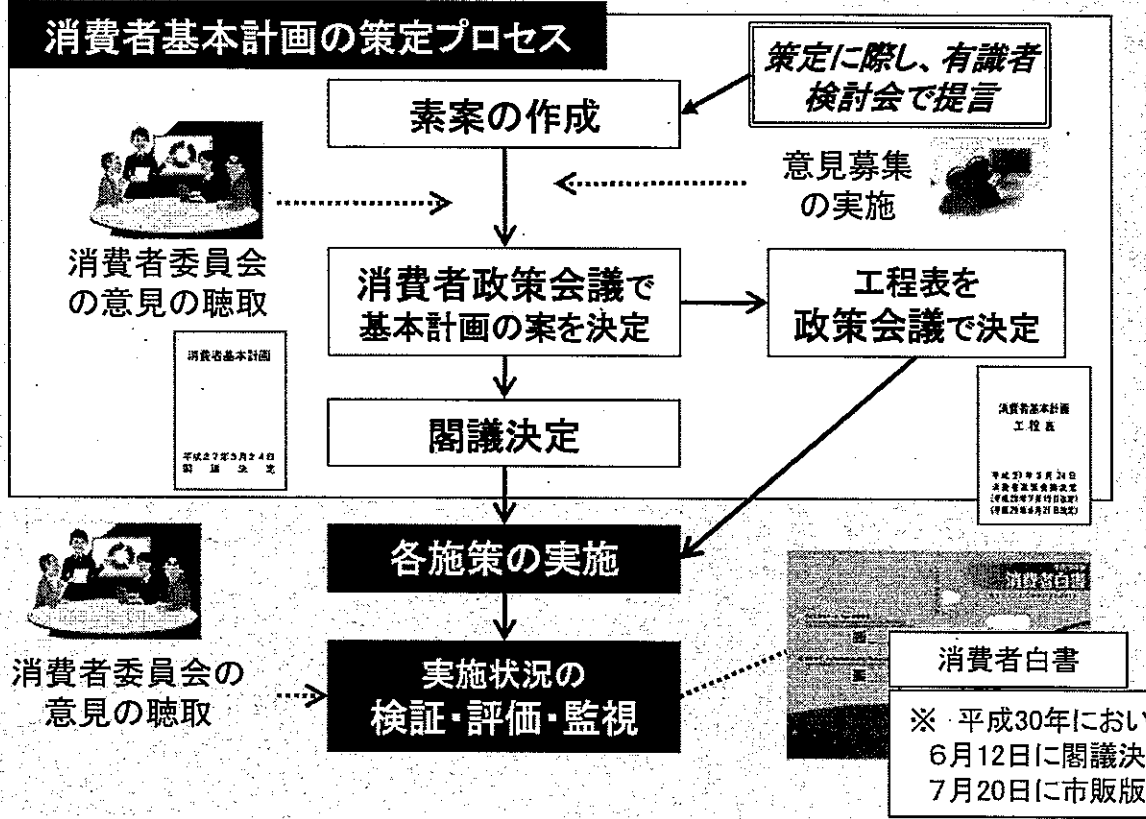
時期	審議会等	
令和2年2月	第61回消費生活審議会	改定について諮問・骨子案
令和2年5月	第62回消費生活審議会	素案検討
令和2年8月	第63回消費生活審議会	原案検討
令和2年10月	第64回消費生活審議会	答申案検討
令和2年11月	答申	
令和2年12月～ 令和3年1月	県民政策コメント（パブリックコメント）の実施	
令和3年3月	第65回消費生活審議会	計画案
令和3年3月	第4次計画策定	

# 消費者基本計画について

- **消費者基本計画**は、消費者基本法(2004年6月施行)第9条に基づき、**長期的に講ずべき消費者政策の大綱及び消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項**について、閣議決定するもの。
  - 過去には3回策定されており、**現行の基本計画(第3期)**は、**2015年3月24日に閣議決定**され、2015年度以降の5か年を対象とするもの。  
 【これまでの策定実績】
    - ・2005年度～2009年度 第1期「消費者基本計画」(平成17年4月8日閣議決定)
    - ・2010年度～2014年度 第2期「消費者基本計画」(平成22年3月30日閣議決定)
    - ・2015年度～2019年度 第3期「消費者基本計画」(平成27年3月24日閣議決定)
- ※ 工程表を作成し、消費者基本計画に基づく施策の実施状況について、検証・評価・監視を行う。1年に1回は工程表を改定するとともに、必要に応じて消費者基本計画の改定を実施。

## 消費者基本計画に基づく施策の実施

### 消費者基本計画の策定プロセス



### 消費者政策会議※ 構成員

- |    |                |            |
|----|----------------|------------|
| 会長 | 内閣総理大臣         |            |
| 委員 | 内閣府特命担当大臣(消費者) |            |
|    | 内閣官房長官         | 総務大臣       |
|    | 法務大臣           | 外務大臣       |
|    | 財務大臣           | 文部科学大臣     |
|    | 厚生労働大臣         | 農林水産大臣     |
|    | 経済産業大臣         | 国土交通大臣     |
|    | 環境大臣           | 防衛大臣       |
|    | 復興大臣           | 国家公安委員会委員長 |
|    | 公正取引委員会委員長     | 内閣府特命担当大臣  |

※ 消費者基本法第27条に基づき設置。